

令和7年4月1日の申請から スポーツ施設の使用料が変わります (専用使用・個人使用)

令和7年4月1日の申請から、以下のとおり使用料を改定します。
利用される皆様にはご負担をおかけすることになりますが、ご理解のほど、
よろしくお願いいたします。

市民プール

トレーニング室（個人使用）の使用料を変更します。
詳細は、以下をご確認ください。

●市民プール 新料金（トレーニング室） 単位：円・（ ）内は旧料金

一般	1時間 150 (1時間 100)
----	----------------------

使用者の住所が本市外であるときは、本表使用料の2倍の使用料となります。
ただし、吹田市内に在勤・在学の方は吹田市在住の方と同じ料金になります。

利用時間、休館日（年末年始：12/28～1/4）、利用方法に変更はありません。

